

住民基本台帳法（抄）

（昭和四十二年七月二五日法律第法律第八十一号）

（都道府県の審議会の設置）

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

（略）

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

（略）

八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（略）

十三 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）

（略）

本人確認情報保護審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本人確認情報保護審議会条例（平成14年兵庫県条例第27号）第7条の規定に基づき、本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の40第2項の規定により知事から諮問がなされたとき、また、知事から法第30条の38第5項の規定に基づき意見を求められたときその他会長が必要と認めるときに開く。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により会議の日時及び場所並びに会議に付すべき案件を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(会議の非公開等)

第3条 審議会の会議は、非公開とする。ただし、審議会が特に必要と認めるときは、公開することができる。

(会議録等)

第4条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席し、又は欠席した委員の氏名
- (3) 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名
- (4) 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名
- (5) 会議に付した案件の名称
- (6) 議事の要旨
- (7) その他必要な事項

2 会議録は、会長及び会長が指名する委員1名が署名して確定する。

3 会議録は、会議を公開とした場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であっても、審議会が特に必要と認めるときは、会議録の全部又は一部を公開することができる。

4 前項の規定は、審議資料、議決等に準用する。

(文書による意見の開陳等)

第5条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(意見等の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成14年8月13日から施行する。